

## (市立豊中病院)

### 【フェイスブックの活用について】

#### (質問)

市長の施政方針説明でもありましたが、今後、市ではフェイスブックなどのSNSを活用していくようです。市立豊中病院でもフェイスブック等を活用した広報や情報提供をしていくべきではないかと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

今後の市の導入による活用状況や効果等の実績を踏まえながら、ホームページをはじめ、多様な手法を用いた情報提供について検討していきたいと考えています。

#### (意見・要望)

市立豊中病院でも市民への情報発信や情報提供、情報共有を進めるため、フェイスブック等を活用して頂くことを要望しておきます。

### 【一般向けレストラン及び職員用食堂について】

#### (質問)

現在、市立豊中病院内の一般向けレストラン及び職員用食堂は、誰がどのような形で事業運営され、年間の利用者数はそれぞれどれくらいなのでしょう、お答え下さい。

#### <答弁>

市立豊中病院内の一般向けレストラン及び職員食堂の運営業者は、3年前にプロポーザルにより選定しました。現在の事業者(フタバ給食)とは平成27年11月までの契約となっています。以前は、レストランと職員食堂、別業者で運営されていましたが、職員食堂は使用料の減免などを実施しましたが、採算が取れず、撤退の可能性があります。そこで、前回から両方を運営することを条件として業者選定をしました。レストランの利用者数は約6万6千人、食堂は約5万6千人となっています。

#### (質問)

一般向けレストランや職員用食堂に対して、利用者である市民や職員の方々はどのような評価や意見をお持ちなのでしょう、お答え下さい。

#### <答弁>

レストランへの意見として主なものは、閉店時間が早い(平日・土日17時まで)、ヘルシーランチのカロリーが高い、おいしくないなどであり、職員食堂への意見として主なものは、メニューを充実してほしい、値段が高い、バイキング形式にしてほしいなどです。

**(質問)**

来院者のサービス向上に向けてコンビニエンスストアの導入が検討され、平成26年の年明けから年度末を目途に開設することとなりました。同様に来院者のサービス向上や職員の福利厚生向上を目的に、一般向けレストランや職員食堂に健康食を扱う事業者を公募して、導入することは出来ないかと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

**来院者向けレストラン、職員食堂の事業者選定は、プロポーザルで実施しています。健康食(ヘルシーランチ)の提供を評価項目としている。提供されるメニューについて、個々の好みもあり健康食にのみ限定できない。**

**(質問)**

一方、現在、売店やレストランの事業者に対しては、行政財産内での営業を許可しているにもかかわらず、営業利益を一切納めてもらっていません。事業者から営業利益の一部を徴収し、収入増を図るべきと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

**来院者のサービスや職員の福利厚生を目的として許可したもので、病院の収入を目的としたものではない。現行の事業者に対して、使用する面積に応じた施設使用料を負担してもらっています。**

**(意見・要望)**

公立病院であっても経営感覚は必要だと思えます。しかも、市立豊中病院は、毎年、収支赤字を計上しているわけです。ぜひとも、売店やレストランの事業者から営業利益の一部を徴収することを検討して頂きたいとあらためて要望しておきます。また、レストランについては、来院者のサービス向上や職員の福利厚生向上を目的に健康食を扱う事業者を今後、公募して、導入することを検討して頂きたいと要望しておきます。

また、職員食堂の設置は職員の福利厚生を目的とされているとのことですが、利用者数が少なく、多くの職員はお弁当を持参されていたり、通勤途中にお昼ご飯などを購入されて来ているように感じています。そういった現状と、来年度中にもコンビニエンスストアが病院内に設置されるのであれば、職員食堂を単なる休憩スペースとしてしまっても良いのではないかと思います。そうすれば、収支黒字が見込めるレストランだけのプロポーザル公募が出来るようになる訳で、より幅広い事業者さんが応募される可能性があり、市民ニーズに応えられたり、サービスの向上に繋がるのではないかと思います。現行の事業者との契約があと3年残っているようですので、その契約が切れる際には、職員食堂のフリースペース化とともに、レストラン単独でのプロポーザル公募が出来ないか、今のうちからご検討いただくことを要望しておきます。

**【コージェネレーションシステムについて】**

**(質問)**

市立豊中病院では、来年度、再来年度の2か年で、コージェネレーションシステムの更新工事を行われるようですが、そもそも、どのようなシステムなのでしょう。また、初期経費及び維持管理費はどれくらいなのか、さらに、システムの効果を教えてください。

<答弁>

電気使用量が夏場に多くなるためガスによる発電を行い、その余熱で蒸気を発生させ、滅菌、給湯などに利用するシステムです。更新経費は約5億円、維持管理費は年間約1400万円です。更新による効果は、ガスの消費量の軽減、発生する熱量の回収効率化です。また、電力会社からの節電要請や電気使用量の増加への対応、停電時における電源の確保が可能となります。

(質問)

コージェネレーションシステムを更新する場合と更新しない場合のランニングコストの差を教えてください。

<答弁>

年間の経費は更新する方が約500万円安くなります。

(意見・要望)

コージェネレーションシステムそのものの効果はよく分かりましたし、災害時等の緊急時の予備エネルギー、予備電源として必要と言うことであれば、一定理解致しますが、更新経費に約5億円、維持管理費に毎年約1400万円必要となる訳で、このシステムを維持し続ける方が費用対効果の面から考えて有益なのかどうか、正直、非常に疑問がありますので、このシステムを維持し続けることが最良の策なのかどうかについては、今後も研究、検討して頂くことを要望しておきます。

## 【病院周辺での喫煙について】

(質問)

市立豊中病院は、全館禁煙となっておりますが、そのため、来院する方や来院した方が病院の周辺で喫煙をされることが多く、市民の方から、喫煙する場所を固定化し、それ以外の場所ではなるべく喫煙されないような手立てを考えて欲しいとのご意見を伺っています。

病院周辺にお住まいの方や、通院される患者さんへの何らかの配慮が出来ないかと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

当院は敷地内禁煙となっておりますので、来院者のための喫煙場所を敷地内に設置することはできません。

今年度、喫煙者にご理解とご協力を得られるよう、禁煙の啓発看板の増設等に努めました。最近では、喫煙についての苦情はありません。

### (質問)

喫煙場所を一切設けずして、禁煙の啓発看板の増設に努めても、愛煙家の方々からすると、それではどこで喫煙すれば良いのかということになると思います。そこで、豊中駅周辺で喫煙スペースを設置したことで路上喫煙者の減少や喫煙者のマナー向上に繋がっている実績を踏まえ、柴原駅周辺においても、環境部をはじめ関係部局や関係事業者と協議、連携して、喫煙スペースを設置するべきではないかと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

駅周辺の「喫煙スペース」の確保については、病院の敷地外となるため、関係部局との協議を行い進める必要があると考えます。

### (意見・要望)

市立豊中病院が敷地内禁煙であることに異議を唱えるものではありませんが、病院職員や事業者、お見舞いに来る方などの喫煙場所が全くないことで、結果として、二尾池周辺等で路上喫煙される方がおられるわけです。モノレールやバスで通院される患者の方はもちろんのこと、通勤、通学途中の方をはじめ生活上、病院周辺を通行される方にとっては、いい迷惑だと思います。自分の敷地内だけ喫煙されなければ、それで良いという考え方はどうかと思います。禁煙を進めるのであれば、きっちりと喫煙スペースを設けることで、たばこを吸う人にとっては気分よく、堂々と吸えるようになると思いますし、吸わない人にとっても、受動喫煙によって気分や健康を害することが防げるわけですので、是非とも、関係部局、事業者と協力、連携して、喫煙スペースの確保に向けて取り組んで頂きたいと要望しておきます。

## 【二尾池（病院のそばの池）について】

### (質問)

市立豊中病院のそばにある池(二尾池)が汚いとのこと意見を市民の方からしばしば伺ってきました。これまでも様々な方法で改善を図ってこられたかと思いますが、具体的に、どのような取り組みをされてきたのでしょうか。

### <答弁>

二尾池につきましては、開院当時から、暴気装置2基設置し水質浄化を行っております。また、市民団体や社会活動団体の協力により、平成16年からは水生植物(シュロガヤツリ)を水上栽培し、水中の有機物を分解させる水質浄化を行っております。

さらに、平成22年度には、光合成細菌、乳酸菌、酵母からなる(EM団子)を500個投入し、微生物による水質浄化を行いました。

なお、平成24年度においては、市民団体や社会活動団体の協力により、微生物の働きや水生植物の生育を助けるのに効果があるとされている土壌改質活性培土の散布を行い、経過を見ているところです。

(質問)

現状では、二尾池を浄化する方法はないというのが本心なのではないでしょうか。様々な方法で水質浄化に努めてこられたにもかかわらず、なかなか効果が表れなかったり、更なる改善策を講じるには、相当の経費を要することが想定される現状を考えると、そもそも池とは自然のものであるので、一定、仕方ないと諦めるか、もしくは、まとまったお金をかけて水質浄化策を講じるか、もしくは、池を埋め立ててしまうしかないように思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

田畑の用水として活用しているため、また、二尾池や病院と阪大の間にある里山を含めた景観の保存整備について地元の要望が強いため、埋め立ては困難です。

(質問)

二尾池を浄化する方法がなく、埋め立てが出来ないのであれば、どうすればよいと考えておられるのでしょうか。もしくは、浄化する方法はあるが課題があって実施できていないということなのでしょうか。

<答弁>

現在、土壌改質活性培土による浄化を実施中であり、まずは、散布後の経過を観察していきたいと考えております。

また、根本的な方法の1つとして水の入れ替えや、底に堆積した泥を除去することも考えられますが、相当の経費を要することが想定されます。

来年度の暴気装置更新(約680万円)に合わせて設備装置の増設などについて検討します。

(意見・要望)

自然の池の臭いを消す、色を透明にするというのはなかなか難しいことだと思います。しかし、池を埋め立てることも出来ないのであれば、池の臭いに関しては、何とかしないといけないのかも知れませんが、池の水を透明にすることにそこまでの時間や経費、手間をかけることはどうかと思います。来年度、約680万円もかけて暴気装置を増設するようですが、あくまで脱臭目的として設置して頂きたいと思います。また、何よりも、市立豊中病院として、この池は自然の池ということを確認し、また、市民にも自然の池に動植物が多数生息しており、近隣の草木の枯れ葉や枯れ枝、さらには斜面の土が流れ込んでくる池の水をきれいにしようとしていることが自然の摂理、現象からして困難なことをきっちり説明すべきではないかと意見しておきます。

(時間の都合で一部及び全部カットした項目)

### 【広告収入の増加策について】

(質問)

昨年の決算審査の際には提案と言う形でしたが、広告収入の増加策についていくつ

か質問したいと思います。まずは、現在、市のホームページや市立図書館のホームページでは、バナー広告等により収益を得ていますが、市立豊中病院のホームページも毎日相当な数のアクセス数、閲覧数があると思います。そこで、市立豊中病院のホームページにおいてもバナー広告による収入増加が図れないかと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。また、郵便局などでは、受付カウンターや窓口カウンターの下の壁に様々な事業者等の広告チラシやポスターが掲示されており、その掲示料金を事業者から得ることで収益を得ています。市立豊中病院でも同様に、受付カウンターや窓口カウンターの下の壁に掲示料金を設定し、医療メーカーや診療所、福祉関係事業所などのチラシやポスターを掲示してもらい収益を得てはどうかと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。さらに、市立豊中病院のネーミングライツを検討してはどうかと思います。募集してみても実を結ばなかったとしても、全国どこの公立病院でも行っておられないであろうネーミングライツを公募するとなると豊中市のPRにもなるのではないかと思います、市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

**他の医療機関、薬剤メーカーなどの広告は、豊中病院が特定の業者を支持・推薦していることにとられかねません。また、病院は良質な医療を提供する責務があり、広告などの収入を得るより、疾患に関する情報提供や地域の中核病院としての連携や、最新の医療を患者さんに提供するべきものと考えています。**  
**また、市立豊中病院の名称は、長い間市民に安心と信頼を得てきたものであります。**

#### (意見・要望)

医療連携をしている地域の診療所や医師会や歯科医師会、薬剤師会などの広告などであれば、掲載しても問題ないように思いますし、そもそも、疾患に関する情報提供や地域の中核病院としての連携や、最新の医療を患者さんに提供することを控えて、広告などの収入を得ることを優先するべきとは言ってませんし、広告などの収入を得たからと言って、そういった理念や目的の達成の妨げになるとは思いません。ネーミングライツも含めて、全く検討もする前から、出来ない理由を並べ立てるのではなく、少なくとも実施が本当にできないのかどうかの検討をまずは、して頂きたいとあらためて要望しておきます

### 【外来待ち時間の短縮について】

#### (質問)

昨年の決算審査の際にも伺いましたが、市立豊中病院の外来の待ち時間は約80分と非常に長く、患者にとってとても負担が大きいと思います。決算審査の際には、診療待ちの間に少しでも気持ちが和らぐような方策について検討をしているとの答弁がありましたが、具体的にどのような方策を検討されてきたのでしょうか。

#### <答弁>

**各診療科の待合エリア内にモニターを設置し、保健・医療等に関する画像情報を提供する予定です。**

(質問)

一方で、紹介状をお持ちの方でも、なかなか診療待ちの時間が短縮できないのは、地域での医療連携がまだまだ十分機能していない、役割分担が図り切れていないということではないかと思いますが、現状の医療連携についての見解と課題、医療連携を促進するための今後の展望や目標について、さらに、診療待ち時間の短縮について目標とする時間があれば教えて下さい。

<答弁>

患者さんの病状に応じた適切な医療提供を行うため、地域の医療機関との機能・役割分担による病病・病診連携を推進しています。

今後も、「かかりつけ医」には日常的な診療を担って頂き、当院では、手術や高度な検査など急性期治療を積極的に取り組む。

患者さんが住み慣れた地域で、患者さんの実態に応じた医療を切れ目なく受けることができるよう、地域の医療機関と密接に連携することを目標としている。

(質問)

他の医療機関からの紹介状を持たず、初診で受診される患者に対して、健康保険の初診料とは別に、保険外併用療養費(2100円)を請求していますが、紹介状を持ってくる患者は、紹介元医療機関での初診料や診療情報提供料など、より多く料金負担をしているので、保険外併用療養費を増額すべきではないかと質問、提案しましたが、市民の受診に一定抑制をかける可能性があることを理由に、否定されました。そこで、あらためて伺いますが、現状では、初診患者のうち、約56%が紹介状を持参しているそうですが、言い換えると4割以上の方が紹介状を持たずに来られているようですが、市内で、身近な場所に診療所がなく、市立豊中病院に行かざるを得ないと考えられる地域や世帯はどれくらいあるのでしょうか。一方で、紹介状を持たず、受診される人のために、紹介状を持って来られる患者さんの待ち時間が長くなってしまっていることについて、さらには、市立豊中病院での外来待ち時間が長いことが理由で、市民の方の受診に一定抑制がかかっているのではないかとと思うのですが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

基本的にはそのような地域はないと考えています。(本市は比較的医療機関が多く、医療連携を進めやすい医療環境にあります。)

紹介状を持参しない(予約外の)患者さんは診療時間を遅くするなど、紹介状持参の患者さんの診療に影響が出ないように配慮しています。

待ち時間が長いことにより、市民の方が受診を抑制しているとは考えていません。(前述のとおり本市は医療提供体制が比較的整っているため、地域の診療所を受診するなど、医療機関への受診が必要な場合は、必要に応じて対処されているものと考えています。)

(意見・要望)

地域の診療所を受診されて紹介状をもらう際に、待ち時間が長いことを理由に市立豊中病院を受診することを控えたり、躊躇う方は少なからずいると思います。医療提供体制が比較的整っているため、地域の診療所を受診するなど、医療機関への受診が必要な場合

は、必要に応じて対処されている」と仰るのであれば、必要に応じた対処をされず、紹介状を持たずに安易に市立豊中病院に来られる方に対し、より一層の指導や啓発をすることを要望しておきます。

また、地域の医療連携において、市立豊中病院で本来診るべき患者の待ち時間の短縮のため、市民の意識改革を図る目的もかねて、あらためて保険外併用療養費の増額、もしくはそれとは異なる形でも結構ですので、新たな費用を設定することを検討するよう強く求めておきます。

## 【救急患者の受け入れ状況について】

(質問)

市立豊中病院では、平均して1日どれくらいの救急患者の受け入れ要請があり、どれくらいの救急患者を受け入れておられるのでしょうか。

<答弁>

各市救急隊からの受入要請件数は把握できていません。

受入実績として、昨年4月から本年1月までの実績として、1日平均13人の患者さんを受け入れています。

(質問)

受け入れ対象患者のうち、どれくらいの割合の患者を受け入れることが出来ているのでしょうか。主にどういった理由で受け入れが出来ないのでしょうか。

<答弁>

要請件数の把握が出来ていないので受け入れ割合は不明です。

受け入れ出来ない理由として、「入院するための病床が満床」、「適応のある専門医が不在」、「すでに重症患者の受け入れを行っており、処置中等で速やかに対応できない」などがあります。

(質問)

受け入れ対象患者にもかかわらず、少なからず受け入れが出来ていない現状についてのご見解と、何らかの対策を検討されているのかどうかのご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市内で発生した全ての救急患者を豊中病院で受け入れることは不可能です。他の救急告示病院と機能分担・連携して、地域全体で医療体制を確保する必要がある。

(意見・要望)

救急患者を何が何でも全て豊中病院で受け入れることが不可能との答弁は理解します。現状では、豊中市内で救急搬送が必要となった際に、いわゆるたらい回しのような状況は発生していないようですが、今後とも他の救急告示病院との連携を密にするとともに、役割



分担を明確にしながら、地域全体での救急患者の受け入れ体制の確保に努めて頂きたいと要望しておきます。

(環境部)

【ごみの新分別収集について】

(質問)

決算審査の際にもお聞きしましたが、現時点では分からないとの答弁でしたので、改めて伺います。今年度から新分別収集が開始されましたが、結果として、昨年度と比べて、今年度の分別協力率はどのようになっているのでしょうか。また、分別協力率はごみ種によって差があると思うのですが、協力率の高いごみ種と低いごみ種についても教えて下さい。

<答弁>

分別協力率は、本来の分別区分で出されるべきごみが、実際にきちんと出されているかを測る指標で、他のごみ種の中に混入されている割合から、本来区分での排出量を計算し、分別協力率を推し量る必要性を認識しています。

新分別収集におけるごみ質調査が必要であり、本年2月にごみ質調査が終了し、現在集計中のため、現時点では不明です。

(質問)

新分別収集に変更したことで、これまでの分別方法と比べて、環境面、財政面でどのような変化が生じたのでしょうか。昨年度と今年度の償却したごみの量、収集運搬等にかかる排気ガスの量、リサイクル等も含めた総処理費用の差を具体的に教えて下さい。

<答弁>

焼却したごみの量は今年度の量が確定しておらず、現時点では不明です。排気ガスの量は、車両性能、積載量等によって変化するため算出はできません。昨年度(平成23年度)決算額と今年度(平成24年度)予算額の差は、8千万円の増加となっています。(決算と予算の比較であり、執行率の影響を考慮するとほぼ同額の見込み)

(質問)

ごみ収集及び処理に係る事業の昨年度予算と来年度予算を教えてください。

<答弁>

昨年度(平成23年度)予算は42億5600万円で、来年度(平成25年度)予算は42億9300万円です。

(質問)

新分別収集が開始されて、ごみ種ごとの分別協力率に差が生じていると思いますが、ビンや缶、紙類の分別は比較的分かりやすく、リサイクルもし易いと思います。一方で、プラスチック製容器包装に関しては、非常に難しく、リサイクル技術もそれほど確立されておらず、実際にリサイクルされている割合もそれほど高くないのが現状です。また、実際のところ、燃えるごみにレジ袋を入れても収集されますし、プラスチック製容器包装を入れてい

ても結構収集されています。そういう意味では、プラスチック製容器包装については、分別の手間やコスト、結局はかなりの量が燃やされていることを考えると、製品プラスチックと同様に燃えるごみとして処理し、出来る限りの熱回収をする方が、環境面でも経済面でも有益ではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

循環型社会形成推進基本法で、優先順位として、1番目は再使用、2番目は再生使用、3番目は熱回収、そして最後に適正処分と定めている。

容器包装リサイクル法は、環境に配慮した製品作りにも寄与しており、本市としては、循環型社会を目指して、引き続き、市民、事業者と連携して分別収集を進めていくことが重要であると考えています。

#### (質問)

新分別収集になってから、月1回、ペットボトルを回収することとなりましたが、ペットボトルの収集運搬、処理にはどれくらいの費用がかかっているのでしょうか。ペットボトルは、多くのスーパーで回収されており、そちらでの回収に誘導することで、経費の削減につながるのではないかと思います。ご見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

平成24年度を終えてないことから現時点では不明です。平成5年度からスーパーでの拠点回収を実施しています。回収量は、平成18年度をピークに大きく減少し、近年の拠点回収率は総排出量の約30%に止まる。拠点回収だけでは、資源回収に限界があると考え、補完的な位置づけで定期収集を実施している。

#### (質問)

そもそも、スーパーでの回収に加えて、月一回の定期回収をすることは業務の重複になっており、非効率ではないかと思えます。実際のところ、スーパーでの回収に加えて、月一回の定期回収をすることで、昨年度と比べて、本年度はどれくらい回収量が増えたのでしょうか。また、スーパーでの回収量が減って、定期回収の量が増えただけということはないのでしょうか。

#### <答弁>

定期収集による新たな資源回収増は10か月間で364.69トン、定期回収開始に伴う拠点回収での回収増が、12.21トン。どちらも増加しているので、相乗効果が出ていると判断しています。

#### (意見・要望)

豊中市がリサイクル貧乏にならないように、あらためて、経済面、環境面、分別手間の3点を中心に、とくにプラスチック製容器包装の処理の仕方については、あらためて研究、検討して頂きたいと強く要望しておきます。同時に、国に対して、循環型社会形成推進基本法で定められている優先順位、1番目は再使用、2番目は再生使用、3番目は熱回収を

撤廃することを強く求めて頂きたいと要望しておきます。

## 【ごみの収集方法について】

### （質問）

豊中市では、収集効率の向上や経費の削減に力点をおき、ステーション回収を推進されています。一方、今年度、委員会視察で伺った八王子市はあらゆるごみを戸別収集しています。そのメリットとしては、ステーション回収と異なり、世帯ごとにごみの分別状況が明確になり、また、カラス対策なども各世帯で行うなど、市民一人ひとりのごみの排出者としての責任意識、モラルの向上にも繋がっているようです。

また、高齢者世帯や障がい者世帯などへもきめ細やかな対応が可能になったそうです。確かに、収集効率が下がるため、経費は上がりますが、それ以上のメリットや効果を得られる可能性があるように感じました。そこで、ステーション回収及び戸別回収についての市の見解をお聞かせ下さい。

### ＜答弁＞

**迅速かつ衛生的に収集処理が出来るもっとも効率的な収集方法。地域でごみ管理をするため、地域コミュニティの活性化が図れる。集団回収、地域清掃の促進につながる。不法投棄の抑止につながる。以上のメリットがあることから、総合的な見地からステーション回収を基本に市民との協働を推進していく。**

### （意見・要望）

ステーション回収のメリットは分かりました。同時に、戸別回収のメリットと言われているような、市民一人ひとりのごみの排出者としての責任意識やモラルの向上についてや、高齢者世帯や障がい者世帯などへのきめ細やかな対応にもより一層、尽力頂くことを要望しておきます。

## 【ごみの有料化について】

### （質問）

八王子市では、平成16年から可燃ごみと不燃ごみの有料化を実施しています。市の指定ごみ袋の単価に、ごみ処理経費の一部を転嫁し販売しているのです。ちなみに、八王子市の指定ごみ袋は、40ℓ袋一枚がなんと75円です。この取り組みで、ごみの減量化が大幅に進みました。当初は多少あった市民からの反発も今ではなく、ごみの減量化を取り組む度合いによって、個々人の自己負担が異なるという公平性の確保や、市民の環境意識の向上など、様々な効果が出ているようです。

豊中市でもごみの減量を積極的に推進しようとしているわけですし、当然のことながら、ごみ処理には経費がかかっているわけで、家庭系ごみについても排出者責任や受益者負担の考えを取り入れることを検討しても良いのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

多数あるごみ減量の一つの手法であるとは認識していますが、市民に料金負担を課せるのは最終的な方法と考えています。

有料化以外にも発生抑制、リユース、リサイクルの推進について第3次一般廃棄物処理基本計画で、さまざまな施策は掲げているので、引き続き、これらを推進していきます。

(意見・要望)

ごみの有料化については、最終手段として理解しましたが、ごみ減量の一つの手段だけでなく、意識啓発、モラル向上にもつながる可能性があるのではないかと意見だけしておきます。

### 【緑と食品のリサイクルプラザについて】

(質問)

緑と食品のリサイクルプラザの施設管理に係る予算、生ごみ・剪定枝堆肥化事業に係る予算の内訳及びここ数年の推移について教えて下さい。

<答弁>

緑と食品のリサイクルプラザ運営管理予算ですが、堆肥化機械の維持管理費が434万5千円、報償費・賃金及び一般職給与費が1118万4千円、光熱水費が165万3千円、その他が196万7千円です。生ごみ・剪定枝堆肥化事業予算ですが、委託料が880万8千円、その他が86万円です。緑と食品のリサイクルプラザ運営管理及び生ごみ・剪定枝堆肥化事業に係る予算ですが、平成23年度が3085万5千円、平成24年度が3094万7千円、平成25年度が2881万7千円となっています。

(質問)

緑と食品のリサイクルプラザの土地はどこが所有者で、土地の利用についてはどのような取り決めになっているのでしょうか。

<答弁>

土地所有者については、平成24年6月までは国で、平成24年7月から新関西国際空港株式会社となっています。土地の利用については、昭和48年苗圃として堆肥化施設設置前から無償借用していました。その管理の範囲内で、堆肥化施設を平成14年に設置しました。

(質問)

緑と食品のリサイクルプラザの設置目的及び事業目的を教えてください。

<答弁>

食品リサイクル法などの法律の趣旨に基づき、循環型社会形成に資する行政の率先垂範

として、学校給食の調理くずや食べ残し、街路樹などの剪定枝を使って堆肥を製造し、堆肥を活用した資源循環啓発により、循環型社会を推進しています。

(質問)

緑と食品のリサイクルプラザに搬入される学校給食の残飯や残菜はどれくらい減ってきているのでしょうか。また、毎年、どれくらいの数の学校、児童が見学を訪れているのでしょうか。さらに、環境に配慮した学習を他にも実施されているようですが、参加された学校数と、これらの事業による成果をどのように考えておられるのか、教えてください。

<答弁>

学校給食の残飯や残菜の搬入量についてですが、平成20年度161トン、平成21年度168トン、平成22年度181トン、平成23年度179トン、平成24年度2月末現在で164トンとなっています。

見学した学校及び児童数ですが、平成20年度4校319人、平成21年度3校327人、平成22年度444人、平成23年度2校149人、平成24年度2月末現在3校215人となっています。

環境学習に参加した学校数ですが、平成20年度12校、平成21年度9校、平成22年度14校、平成23年度15校、平成24年度13校となっています。

これらのことから、環境啓発が一定なされていると考えております。

(質問)

緑と食品のリサイクルプラザで製造される堆肥「とよっぴー」の一袋当たりの経費を教えてください。また、年間の製造数と有料頒布数、頒布による売上額を教えてください。さらに、有料頒布する際の金額と、同程度の土地改良材の一般的な市場価格を教えてください。

<答弁>

1袋当たりの経費は10kg入り1袋あたり1398円です。年間の製造量は121トン、有料頒布数84トン、売上額167万1800円です。

有料頒布金額ですが、3kg100円、6kg150円、10kg200円で、軽トラック300kg3000円です。

土地改良材の一般的な市場価格ですが、市内3社からの聞き取りの結果、10kg換算で最低価格248円、平均価格365円となっております。

(質問)

とよっぴーを販売するといつも即座に完売しているとのことですので、有料頒布する際の金額を現行の200円/袋を100円なり200円値上げして、値上げした分を市の歳入としてはと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

とよっぴーは、豊中市財産条例に基づき、とよなか市民環境会議アジェンダ21に譲与し、当団体が配布・頒布を担当しているため、金額の変更や市の歳入とするなどには当団体との

協議が必要です。

とよっぴーの製造量には限りがあり、広く多くの市民等への資源循環啓発を目的としていることから、食の循環活動や環境学習等に活用する場合には、無料配布、個人使用には廉価で有料頒布しているため、市場価格を上回るような価格変更には慎重な判断が必要です。

(意見・要望)

とよっぴーは製造すればするほど赤字となる訳で、この事業そのものが赤字事業であることは明白です。それでも、赤字を分かっているながら事業を展開、継続するだけの効果があれば、まだ理解できますが、ここ数年の学校給食の残飯や残菜の搬入量はほぼ横ばいで、また、各学校が教育目的として活用しているケースもかなり限定的となっています。給食の食べ残しを堆肥化していることをアピールされている様に感じますが、そもそも膨大な量の給食の食べ残しが発生しており、一向に減っていない現状を市として深刻に受け止めるべきだと思います。

また、とよっぴーを購入している方や無料配布を受けている方がどれくらい循環型社会を意識されているのか、また、この事業そのものが資源循環型の啓発につながっているのかよく分かりません。むしろ、言い方は悪いですが、一部の方へのバラマキ事業となっているとも言えると思います。事業効果や多額の税金が投入されている現状を踏まえて、事業の今後のあり方、存続するのか否かも含めて検討して頂きたいと要望しておきます。また、事業効果が明確に示されなかったり、現れないようであれば、事業の廃止も考えるべきと意見しておきます。

## 【路上喫煙対策について】

(質問)

今年度、路上喫煙防止条例を施行し、昨年10月から、豊中駅をモデル地区として、路上喫煙禁止区域を指定し、3か所の喫煙スペースを設置されました。豊中駅周辺における路上喫煙やポイ捨て、歩きたばこなど、喫煙者のマナーの変化や、喫煙スペースの活用状況について教えて下さい。また、市内の他の駅周辺の路上喫煙、歩きたばこやポイ捨ての状況について教えて下さい。

<答弁>

豊中駅周辺を路上喫煙禁止区域にしたことによる喫煙者のマナーの変化については、豊中駅周辺での路上喫煙者が3割程度減少しています。喫煙スペースの活用状況は徐々に増えてきています。美化推進重点地区である豊中、庄内、千里中央の3駅周辺の路上での喫煙率については、昨年度から平均で4割程度減少しております。

(質問)

豊中駅周辺での効果を踏まえて、今後、市内の他の駅周辺でも路上喫煙禁止区域の指定や喫煙スペースの設置を進めるべきではないかと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

豊中駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定したことにより、一定の成果が表れているので、その拡大に向けて路上喫煙の状況調査や、喫煙所の設置の可否等について検討を行います。

(質問)

モノレール柴原駅周辺での喫煙スペースの設置について、市立豊中病院のご答弁では「関係部局との協議を行い進める必要があると考えます」とのことでしたが、環境部としても関係部局や事業者と連携、協力して喫煙スペースの設置を前向きに検討される意志はあるのでしょうか、お答え下さい。

<答弁>

美化推進課としても、関係部局と連携し、検討していきます。

(意見・要望)

条例による制度面での整備と路上喫煙禁止区域を指定され、喫煙スペースを設けるといったハード面による整備で、かなりの効果が出ているようです。また、実際のところ、喫煙者にとっては堂々と遠慮なく喫煙することが出来る空間を与えられるわけですし、たばこを吸わない人にとっては、たばこの臭いや煙で嫌な思いをしたり、歩きたばこの火で怖い思いをすることが減ると思いますので、是非とも、豊中駅以外の駅周辺にも路上喫煙禁止区域を指定し、喫煙スペースを設置することを前向きに検討し、実施して頂きたいと強く要望しておきます。一方で、未だにマナーの悪い、ルールを守らない喫煙者もいるようですので、引き続き、指導、啓発にも力を入れて頂くことを要望しておきます。

(時間の都合で一部及び全部カットした項目)

### 【エコショップについて】

(質問)

エコショップに関して、今年度と比べて、来年度は今年度より75万4千円予算額が増えています。増額の要因について教えて下さい。また、豊中版のエコショップ制度を実施されるようですが、制度の概要を教えて下さい。

<答弁>

増額の要因は、平成25年度から制度を実施するにあたり、市民への周知を目的として、店舗掲示用ステッカーやパンフレット等を新たに作成することに係る印刷製本費や、ホームページの運営委託に係る委託料などです。

制度の概要は、3R や環境配慮に取り組む店舗をエコショップとして認定し、ホームページ等で店舗の取組みを PR することを予定しています。店舗における取組み内容のより一層の向上をめざし、より先進的な取組みを行う店舗については、グレードアップした認定を付与することを予定しています。



(質問)

豊中版のエコショップ制度を実施し、どれくらいの数の店舗を認定していこうと想定されているのでしょうか。

<答弁>

認定想定数については、現在、大阪府でのエコショップ制度に登録している店舗やレジ袋削減協定締結への参加店舗、その他ごみ減量の取組みを進めている店舗等に制度の周知を図ることで、約50店舗の認定を目指す。

(質問)

そもそも、エコショップを認定されることによる事業者、商業者のメリットと、市民、消費者にとってのメリットは何なのか教えてください。

<答弁>

事業者・商業者の認定におけるメリットについては、店舗における3R等の取組みを広くPRすることで、店舗イメージの向上や、取組みに賛同する消費者の店舗の利用増等を見込んでいます。市民、消費者のメリットとしては、店舗が認定をきっかけに簡易包装等の3Rの取組みをより積極的に進めることで、買い物行動に伴うごみの排出量の削減を見込んでいます。環境に配慮した店舗を利用することでの環境保全に間接的な協力を行っているという意識を持って頂けることも付随したメリットです。

(意見・要望)

この制度が成功するか否かは、いかに事業者、商業者さんに、この制度に参加するメリットを感じて頂けるか、メリットを創出して頂けるかにかかっていると思います。いかに、そのメリットを創出し、事業者・商業者さんに提供できるか、期待していますと意見だけしておきます。

## 【廃棄物減量等推進員について】

(質問)

廃棄物減量等推進員は、いつ、どのような方々が、どのような規定や手続きに基づいて認定されてきたのでしょうか。また、現在、何名ぐらいの方が認定され、実働的に動いておられる方は何人ぐらいおられるのでしょうか。さらに、具体的にどのような活動をされているのでしょうか。

<答弁>

平成3年10月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正を受け、平成5年10月から豊中市廃棄物減量等推進員制度を発足しました。推進員の選任は、「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を根拠とし、「豊中市廃棄物減量等推進員設置要綱」に基づき、集団回収登録団体の長及びその長の推薦を受けた者並びに市が実施した推進員の募集に応募した者から委嘱しました。

平成25年1月1日現在の廃棄物減量等推進員は、136名です。市が企画した活動と集団回収活動をはじめとした地域での実践活動をしています。また、具体的には、ごみ減量ニュースの編集作業、3R推進施設やフェニックスへの見学会及び関西圏での推進員交流会や意見交換会・推進員会議への出席などです。

(質問)

廃棄物減量等推進員を認定していることによる効果について教えてください。

<答弁>

地域と行政をつなぐ核として、ごみの分別をはじめとした廃棄物関連施策を地域と一緒に取り組むことを通じ、市民の意識向上と自主的な活動の促進を期待しています。

(意見・要望)

平成25年1月1日現在で廃棄物減量等推進員は136名となっているそうですが、実際に活動に参加されているのは、その3割程度の方々ようです。まずは、現在でも、廃棄物等減量推進員として、市が期待するような活動を出来る方と出来ない方を選別し、再認定をするなど、組織の精鋭化を図るとともに、条例に基づいて認定する以上、しっかりと活動して頂ける権限と責務を与え、きっちりと活動してもらえるような環境整備に努めて頂き、実効性のある組織にして頂くことを要望しておきます。

### 【リサイクル交流センターについて】

### 【環境交流センターについて】

### 【環境情報サロンについて】

(質問)

来年度から、リサイクル交流センターと環境情報サロンを機能統合して、新たに環境交流センターができる予定ですが、今年度、リサイクル交流センターと環境情報サロンそれぞれにかかった費用と、来年度から開設される環境交流センターにかかる費用を教えてください。また、環境情報サロンの閉設にかかる費用を教えてください。

<答弁>

平成24年度予算ベースで、リサイクル交流センターは1013万4千円、環境交流サロンは333万1千円。環境交流センターは、次年度予算に1699万円を提案しています。

環境情報サロン閉設費用は、撤去費用と太陽光発電システムの移設費用で797万8千円。

なお、既存の委託事業等を環境交流センターで実施するため委託料等523万8千円を削減予定です。

(質問)

環境情報サロンは閉所した後、その建物及び土地はどのような活用を考えておられ、今後のスケジュールについても合わせて教えてください。

**<答弁>**

**本年秋を目途に、撤去し豊島公園の入り口として整備する予定です。**

**(質問)**

お荷物施設とよく言われてきたリサイクル交流センターを環境情報サロンと統合して、指定管理者制度も活用して、事業内容を一新し、事業効果を高めていこうということだと思いますので、その意気込みと、もう失敗は許されないとしますので、危機感についてご答弁下さい。

**<答弁>**

**リサイクル交流センターは、ごみ減量活動などの拠点施設として運営してきました。今年度は、実践事業や交流事業により年度末で来館者数が6000人を超える見込みです。これらの事業を引き継ぐとともに、環境交流センターとしての新たな事業に取り組みにぎわいのある施設を目指します。**

**(意見・要望)**

名称も変更し、新たに事業を展開される環境交流センターが、これまでと同様に閑散として、お荷物施設と呼ばれることのないよう大いに期待して、この質問は終わりたいと思います。

## **【地球温暖化及び二酸化炭素の排出について】**

**(質問)**

昨年11月アクア文化ホールで行われた人権教育をすすめる市民の集いで、中部大学の武田邦彦教授の講演を伺いました。その中で、「国が二酸化炭素の削減を目的に石油の使用を抑制し、エネルギーの使用量が減ると、国際競争力が低下し、将来的には、国が没落する」、言いかえると「エネルギーの使用量の抑制は、子どもたちのためには全く良くない」といった趣旨の話をされました。また、経費節減のための節約や節電は意味があるが、寛容のための節約や節電は意味がないといったニュアンスの話もされていたと思います。このような考え方について、ご見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

**温室効果ガスの排出削減によって、産業や生活に様々な負担が生じることが予想されます。このため、経済への影響を懸念して、各国は温室効果ガス排出削減に慎重になっています。**

**しかし、地球温暖化の進行を防止するには、温室効果ガスの排出を削減するしか方法はありません。各国が足並みを揃えて取り組むことが必要です。**

**また、節約・節電はそれぞれの実施主体が目的をもって行うものだと考えます。**

**(質問)**

そもそも何故、二酸化炭素の排出量を削減しなければならないと考えておられるのか、温暖化が進むことにより、具体的にどのような問題が生じており、どのような実害が生じていると考えておられるのか教えてください。

**<答弁>**

人為起源の温室効果ガスの増加が地球温暖化の原因です。地球規模の将来予測として、2100年までに積雪面積や極域の海氷の縮小、海面水位の上昇、極端な高温・熱波、大雨の頻度の増加などが挙げられます。

既に生じている主な影響(自然環境・人間環境に及ぼすもの)ですが、

- ①氷河湖の増加と拡大
- ②永久凍土地域における地盤の不安定化
- ③山岳における岩なだれの増加
- ④春季現象(発芽、鳥のわたり、産卵行動の早期化)
- ⑤動植物の生息域の高緯度、高地方向への移動
- ⑥北極・南極の生態系及び食物連鎖上位捕食者における変化
- ⑦多くの地域の湖沼や河川における水温上昇
- ⑧熱波による死亡、媒介生物による感染症リスク

以上、「気候変動に関する政府間パネル」の第4次評価報告書によります。

## (健康福祉部)

### 【施設購入金額の変更について】

#### (質問)

市議案第47号施設購入金額の変更についてですが、豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかの購入価格が9億3660万円から8億5531万7400円に減額になったということですが、購入費に充てるための当初の財源内訳と、減額になった後の財源内訳を教えてください。

#### <答弁>

当初の予算では、施設購入費が9億3660万円、その財源内訳は、起債7億200万円、一般財源2億3460万円です。  
予算の補正は行いませんが、起債額は上限の6億8420万円とし、あわせて一般財源も1億7111万7000円に減額します。

#### (質問)

購入価格で約8000万円安くなった分、起債の減額に全て充当するのではなく、大半を一般財源の減額に充てた理由は何でしょうか。将来世代のツケに回したり、借金の利子を増やしたりするだけのことではないかと思うのですが、市にとって、市民にとってのメリットを教えてください。

#### <答弁>

長期にわたって利用される施設に対し、施設購入時の世代の市民だけでなく、将来、利用する世代の市民にも負担して頂くという、世代間の負担の公平性を保つという考え方があり、施設購入費の減額にあわせて、起債と一般財源を減額することとしたものです。

#### (意見・要望)

当初予算で計上されておきながら、一般財源をあえて減額し、起債を上限いっぱいまですることは、明らかに将来世代に負担やツケを押し付けるようなものです。今回のケースでも一般財源を使わず、わざわざ約6300万円もの借金を敢えてしているわけですが、市の財政的考え方によると、整備事業や建設事業における入札差金が発生した場合は、同様の方法で、なるべく借金をすることを選択しているようです。そうであるならば、入札差金を出来る限り一般財源の減額に充てる場合と比べて、起債の発行額の減額に充てる場合では、元金自体も膨れますし、当然、利子も余分に発生してしまいます。起債の上限額は、あくまで上限を示しているだけで、必ずその額を借りなければならない訳ではありません。現状では、市は、一般財源で足りない分を起債するのではなく、起債で足りない分を一般財源で充当しているように感じます。

また、「長期にわたって利用される施設に対し、施設購入時の世代の市民だけでなく、将来、利用する世代の市民にも負担して頂くという、世代間の負担の公平性を保つために起債をする」との答弁がありましたが、これもある意味、今の世代の言い訳であり、将来世代にとっては納得のいくものではないと思います。何故なら、これからの世代には、今、建てられる建物に対して、何の意思表示も意見も述べられない訳ですし、何年後、何十年後かに、

その施設が必要であるという保証も、存在しているという保証も一切ないからです。しかも、むしろ、何十年後かには、施設の更新費用が必要となるかもしれませんし、毎年毎年の維持管理費も発生しているはずです。まして、今回のケースで、たとえ一般財源を減額せず、起債の減額分を増やしたとしても、かなりの額の借金をする訳です。将来世代は、十分すぎるほどの負担を強いられているのではないのでしょうか。何やかんやと理屈を並べては、借金をすることを正当化される訳ですが、借金をすることは、子どもや孫の世代への負担やツケとなる訳です。これからの世代が望みもしない借金を不可解な理由で行い続けることは、是非ともやめて頂きたいと強く要望しておきます。

## 【妊婦健康診査費用の一部助成について】

(質問)

妊婦健康診査費用の一部助成について伺います。そもそも妊婦健康診査費用を公費で助成している理由、目的について教えてください。

<答弁>

母子健康法に基づく市町村事業で、目的は妊婦が定期的な健康診査の受診勧奨と受診により妊婦と胎児の健康管理や異常の早期発見、早期支援です。

(質問)

妊婦健康診査の公費助成額を今年度の一人当たり61280円から81100円に増額することですが、81100円の算出根拠を教えてください。また、市が考える理想の公費助成額はいくらなのか教えてください。

<答弁>

妊婦健康診査の公費負担額は、国が示す妊婦健康診査の内容と算出根拠を参考にしています。妊婦一人あたりの助成額81100円についてですが、血液検査を行う妊婦8週頃の初回と妊娠30週頃の第8回目、妊娠37週頃の第12回目を増額しました。

理想の公費助成額については、全国妊婦健康診査取扱い医療機関の妊婦健康診査の費用が各々異なることから、理想の公費負担助成額を算出することは困難であり、本市の財政状況を考慮しながら、妊婦の経済的負担の軽減に努めていきます。

(国の基準額は11万6840円)

(質問)

昨年決算審査の際に、妊婦健康診査費用の公費助成に関しては、助成額と受診率に相関関係があるのか否か、言い換えると、受診されない理由が経済的な理由が多いのか否か、現時点において、経済的理由で受診を躊躇ったり、受けられないという妊婦さんがどの程度おられるのか実態調査をして頂きたいと要望しました。

そこで伺いますが、ここ数年の公費助成額の推移と受診率の推移を教えてください。また、受診されない方は、どのような理由で受診されないことが多いのか把握している範囲で教えてください。

＜答弁＞

平成19年度は妊婦一人あたり13660円、受診率85.2%、平成23年度は妊婦一人あたり52280円、受診率92.2%です。

受診されなかった理由は主に、他市への転出や外国からの出産直前の帰国を含めた転入、中絶や流産、仕事が忙しいなどです。

(意見・要望)

妊婦健康診査費用の公費助成額が拡充されることは良いことだとは思いますが、先ほどのご答弁でも、受診されない方の理由の中に経済的理由があまりないことを考えると、公費助成額を増額しても受診率が頭打ちであり増加しないのであれば、費用対効果としては疑問が残ります。もちろん、妊婦健康診査費用の公費助成額が削減されることで、妊娠することを躊躇ったり、妊婦健康診査の受診を躊躇われる方が増えるのであれば問題だとは思いますが、税金を使って行う事業である以上、財政が厳しい状況でもあり、公費助成額を増額する分、より事業効果が見込まれる、費用対効果が高い事業や施策もあると思いますし、実際に妊婦健康診査を受けておられない方は経済的理由で受けていない訳ではありませんので、そのあたりのことも十分に考慮頂き、助成額の拡充を検討されるべきではないかと意見しておきます。

## 【歯科健康診査について】

(質問)

市が実施している歯科健康診査についてですが、対象者と受診率について教えてください。

＜答弁＞

対象者は30歳以上の市民で、平成23年度の受診率は1.6%です。

(意見・要望)

歯の診断からも様々な病気が発見されることがあると思いますし、良好な食生活を送るためにも、また、物をおいしく味わって食べるためにも歯は欠かせないものです。ぜひ、歯科健康診査についても、より一層の情報提供をして頂きたいと思います。

## 【ワンコイン検診の導入について】

(質問)

特定健診の受診率が低調なことは周知の事実ですし、受診率向上に向けて様々な取り組みをされていることも昨年の決算審査の時に伺いました。しかし、受診率が逆に減少するなど、上昇する兆しが見られない状況にあります。ただ、市としては、特定健診の受診率向上を目指し、様々な取り組みをされているわけで、特定健診の受診率が向上しないことは、行政の責任ではないように私は思うのですが、市の見解をお聞かせください。また、

これまでも様々な取組みを講じてこられたにもかかわらず受診率は30%にも満たない状況が続いているわけですが、今までと同じかそれ以上に人員や税金を充てて受診率向上策を講じることの意義はあるのでしょうか、費用対効果の面も含めて、ご見解をお聞かせください。

#### <答弁>

特定健診は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者に対してその実施が義務付けられています。同法により「特定健康診査等実施計画の策定」も規定され、本市においても、現状の課題分析や目標実施率、実施方法などを盛り込んだ「第2期豊中市特定健康診査等実施計画」を策定し、実施率向上に向けて取り組んでいきます。

メタボリックシンドロームに起因する糖尿病、心疾患、高血圧疾患、脳血管疾患などの生活習慣病は、主要死因の3割を占め、国保医療費の4分の1を占めています。

また、要介護認定となる原因疾患の5割強が脳血管疾患であり、これらを予防する必要があります。特定健診・特定保健指導は、生活習慣病を予防し、中長期的には、健康寿命の延伸及び医療費の適正化につながるため、引き続き実施していきます。

#### (質問)

特定健診の受診率を向上させようと、市が様々な対策を講じておられるにも拘らず、結果に結びついていない現状を考えると、これまでと同じように人やお金を費やすことは非常に無駄なことではないかと思えます。しかも、強制的、半強制的に市民に特定健診を受けさせることは出来ないかと決算審査の答弁でもありました。そういった観点からすると、より現実的な対応、効率的、効果的な取り組みが必要ではないかと思えます。

そこで、もう少し、市民の方々のニーズや生活状況にあった形での健診システムや手段の導入が必要ではないかと思ひ、決算審査の際にも提案しましたが、例えば、駅前等にワンコイン検診を誘致し、市民が気軽に健康チェックできる環境づくりに努めても良いのではと思ひます。ワンコイン検診は、仕事帰りや通勤・通学、買い物の途中などに予約なし、保険証なしで気軽に受診でき、その名の通り、血糖値、コレステロール、中性脂肪など生活習慣病関連の血液検査が1項目500円から受診できるものです。特定健診を受けられない理由で多い「時間が合わない」、「面倒だから」といった方にもご利用頂きやすいものではないかと思ひます。特定健診が、定期的に健康チェックを行うことで、病気の早期発見や重症化の防止を目的に行われているというのであれば、方法や手段は異なるかも知れませんが、簡易に気軽に健康チェックが出来る機会があれば、全く健康診断を受けない方が多数い続けるよりはよっぽどまじだと思ひます。また、特定健診の受診率向上に固執し、なかなか効果が上がらず多額の税金を浪費し続けるよりも、税金を費やす費用対効果としても高いと考えられます。こういったワンコイン検診の誘致に向けた調査や検討をして頂き、試験的にでも導入してみてもはと考えますが、ご見解をお聞かせください。

#### <答弁>

特定健診の問診項目や検査項目、特定保健指導の階層化基準は法律で定められているため、「ワンコイン検診」を特定健診に替えることは出来ません。

「ワンコイン検診」は、人間ドック等と同様に任意の検診の位置づけとなります。市が実施する市民検診は、問診や視触診、聴診などの理学的所見と血液検査などの結果を医師が総合に判定し、「異常なし」「要指導」「要医療」と区分している。1つだけの検査項目で「異常



なし」と捉える事は推奨できません。

(意見・要望)

特定健診を受けずに、病気の発見が遅れたり、重症化されて個人が困るのは勝手ですが、そのことで、行政にとっては様々な形で人的、財政的支援が必要となり、市民にとっては医療費の総額が増えることにより、保険料の負担が重くなる可能性があります。かと言って、強制的に特定健診を受けさせることも、受診しない方に罰則を設けることもできないのであれば、効果の上がない特定健診の受診率向上策を展開することはとても非効率、非論理的だと思います。ようは、少しでも市民の方々の病気の発見が遅れたり、病気が重症化されることを防ぐことが最大の目的だと思いますので、その目的が達成される最良の方策を講じ、税金を使っただきたいと思います。その点で、是非とも、ワンコイン検診の導入について前向きに検討頂きたいと要望しておきます。

**【生活保護受給者数の推移を踏まえたケースワーカーの配置について】**

(質問)

生活保護受給者数の推移を踏まえたケースワーカーの配置について伺います。豊中市でも生活保護受給者数、受給世帯数は増加の一途を辿っているわけですが、その増加に伴う形で、対応する人員、ケースワーカーの人員もきっちりと配置されるような予算措置がなされているのでしょうか。担当課からは来年度に向けてどのような予算要求、人員要求が行われ、その要求に対して、財政部局や総務部局はどのような判断、配慮されて来年度の予算、人員を決定されたのかお答えください。参考までに、今年度当初と現時点での生活保護者数、世帯数を教えて下さい。また、今年度のケースワーカーの人員配置と来年度予定されているケースワーカーの人員配置について、さらに今年度と来年度で一人のケースワーカーが受け持つ生活保護世帯の数はどれくらいになるのかを教えて下さい。また、ケースワーカーの数が足りない分を何らかの形で補うようなやりくりを現場としてされているのであれば、教えて下さい。

<答弁>

今年度当初の被保護人数員は9,816人、世帯数は6,925世帯であるのに対し、本年1月1日現在では、10,207人、7,225世帯です。また、今年度当初のケースワーカー数は72人(正職員31人、任期付職員11人、臨時職員31人)で、来年度は79人(正職員31人、任期付職員40人、臨時職員8人)の予定です。これにより、ケースワーカー一人当たり担当世帯数は、今年度当初は96世帯から、来年度当初は約93世帯となる見込みです。

なお、現場での取り組みとしては、認定事務補助員(一般職非常勤職員)を来年度20人配置し、ケースワーカーの事務負担の軽減を図るほか、面談相談員をはじめ、就労支援員や年金等調査員、保健師等専門的な支援を担当する職員を配置し、支援の充実を目指しています。

(意見・要望)

生活保護者数、生活保護世帯数が増加する中で、対応するケースワーカーもそれに合わ

せて増加させなければ、ケースワーカーが業務過多で心身ともに病んでしまう可能性があり、結果として、生活保護者に対するきめ細やかな対応が出来なくなってしまう、その悪循環が事態や状況の悪化を招く恐れがあると思います。支える側の環境がしっかりとしていないと、何事も上手くいきませんので、今後もケースワーカーの増員により、支える側の就労環境の改善を図って頂くことを求めています。また、ケースワーカーのなり手や指導役を確保するために原課では様々な努力や苦勞をされているようです。人間関係の構築にも、人材育成にも少なからず時間を要すると思いますし、言い換えると、せっかく育成し、場数を踏ませた方が長期的に市のケースワーカーとして働き続けられる環境、続けやすい環境づくり、雇用・採用の仕組み作りを今後も人事課や職員課とともに追求して頂くことを要望しておきます。

## 【国民健康保険事業について】 【介護保険事業について】

### （質問）

国民健康保険事業及び介護保険事業については、昨年の決算審査の際にも、色々と伺いましたが、再度、質問させていただきます。国民健康保険制度及び介護保険制度ともに高齢化の進展や医療の高度化等により医療費総額は昨年度1年で7億円以上、介護給付費総額は1年で15億円以上も増加し、ここ数年、増大の一途を辿っていることを明らかにしました。そこで、具体的にそれらの増大をいかに抑制するかを真剣に考え、様々な手段、方法を用いて対策を積極的に講じて頂かなければ、それぞれの制度そのものの維持が図れないと思いますが、具体的にどのような対策を講じてこられたのか、また、実際にはあまり功を奏していないようにも感じられますが、行ってこられた対策の効果についても教えて下さい。

### ＜答弁＞

人間ドックの費用助成など様々な保健事業の実施や、特定健診・特定保健指導の実施による中長期的な保険給付費の増加を抑制しています。また、介護予防の普及啓発や介護予防教室等の実施により市民の要望意識を高めています。早期の予防対策で状態の維持又は改善がなされると考えています。

### （質問）

予防対策はやらないよりもやった方がましだとは思いますが、それによって保険給付費の抑制に大いに寄与するとは思えません。

一方で、決算審査の際にも述べましたが、サービス料や医療費が増加すれば、保険料の負担も増加するのは当然のことだと思います。にもかかわらず、例えば、医療費の総額の増加からすると、昨年度の場合で言いますと、本来なら約3600円の増加が見込まれるところ、約800円の負担増に抑えられているわけですが、そういった現状をしっかりと市が広報できていないから、市民からの保険料が高いという声がなかなかなくなるのではないかと思います。医療費や介護給付費の総額が抑制されないから、保険料も抑制できないということも含め、もっと市民に広報すべきではないかと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

## <答弁>

パンフレットにより制度の仕組みや予算状況を記載しています。紙面の都合上、一部の情報にとどまっています。今後はホームページへの掲載など手法を検討したいと考えております。

## (質問)

医療費の総額や介護給付費がどれほどのペースで増大しているのか、一方で、毎年毎年サービスの量や質の向上が求められ、それらにどれだけの更なる費用が必要となり、誰が負担しているのかといった非常に重要な情報が、答弁にあったように、紙面の都合と言う理由で、しっかりと市民に周知されていないのは大問題だと思います。

さて、決算審査の際に、国民健康保険や介護保険は、基本的には前年度の所得に応じて保険料が決められており、利用頻度や利用額は保険料の算出に影響しないこと。そのため、保険料を納めていても、ほとんど利用されない方にとっては、全体の医療費や介護保険費用が上がるたびに、保険料が上がり続けるという、しかも強制的に制度に加入させられるという非常に不公平かつ不条理な制度になっており、現状に不公平感をもたれる方がいることや、その割合が増えているのではないかと指摘させて頂きました。その上で、法律的には可能である、一定の年齢以上の方を対象に、年間の保険利用額が一定以下の方には、次年度の国民健康保険や介護保険の保険料を減免するインセンティブ制度の導入を検討することを求めましたが、全く前向きな回答はありませんでした。

そこで、あらためて伺いますが、まずは、この国民健康保険や介護保険にインセンティブ制度を導入することについての市民アンケート、意識調査を実施して頂きたいと思うのですが、市の見解をお聞かせ下さい。

## <答弁>

ご提案の制度では、軽減した保険料の負担は、保険を利用する被保険者の保険料を引き上げることで賄うこととなります。介護・国保の保険制度の趣旨に沿いません。そのため、アンケート実施の必要はないと考えております。

## (意見・要望)

私の提案や意見はサービスを受ける方にとっては厳しいものだと思います。支えられる方のことだけを考え、今のサービス受益者のことだけを考え、サービスの質や量の向上を求める方は少なからずおられるように思いますし、サービスの質や量の向上を求められることは否定しません。しかし、一方で、それに伴う費用が増加している現状や支える側の負担が増加し続けている現状については目を向けず、議論を避け、問題や課題を先送りしているのではないかと思うことがよくあります。何度も言ってきましたが、今のことだけを考えると、遅かれ早かれ、両制度は破たんします。そうなれば、この制度でサービスを受ける必要のある方も、そもそも受けられなくなってしまうのです。支え合いの制度とよく言われますが、そうであるならば、現在、支える側の世代、これから支える側になる世代が、支えられる側になった時でも、これらの制度が持続していると信じられる制度になるように、より一層、サービスの質と量と、それに対してかかる費用と負担者(負担世代)について公平かつ公正でバランスの保たれた制度となるように全力で努めて頂きたいと思います。市長は、施政方針説明や本会議における代表質問のご答弁の中で、何度も「子どもたちにツケは

残すべきではない」と述べられました。それが本心なのであれば、現役世代に対して保険料や税金と言う形で負担を増やし続けたり、これから生まれてくる世代に借金と言う形で負担を押し付け、問題を先送りしたりするのはなく、サービスを受ける側にも我慢や負担を少なからずしてもらう必要があるのではないかと、国に対して強く意見、要望して頂きたいと思いますし、国民健康保険制度や介護保険制度が、先ほど述べたような世代間の公平性が保たれた、若い世代、次世代にも納得のいく制度になるよう尽力して頂きたいと要望しておきます。

(時間の都合で一部及び全部カットした項目)

### 【障害者福祉施設整備事業について】

(質問)

みずほ園・おおぞら園の移転整備工事及び解体事業として、それぞれ2457万円と687万円を計上されていますが、来年度の移転先工事のスケジュールと移転先施設の活用開始時期及び解体事業の具体的内容を教えてください。

<答弁>

旧南部事業所(島江町)のバリアフリーなどの工事については、25年度6月に着工し、12月までの予定です。その後、障害福祉サービスの事業認可、引っ越しがあるため、事業開始は26年1月を予定しています。

移転後の現行の走井の施設の解体は、25年度に現行敷地の測量等及び現行施設の解体設計を行い、26年度に解体を行う予定です。

(質問)

年度途中に移転されることになる訳ですが職員の配置や体制への課題、また、現在の施設からかなり離れた場所に移転することによる利用者への課題、今の施設と移転先の施設の収容能力等での課題についてはどのように考えておられるのでしょうか。

<答弁>

給食の調理配送業務を外部委託し、現行の人員から調理業務を行う技能員を除いた職員配置となります。

利用者が施設へ通う交通手段の変更や確保の必要性が生じる場合も想定されるため、利用者への丁寧な事前説明や送迎バスの増車により対応します。

延床約1260㎡ある仮移転先施設を有効活用し、手すりの設置や段差の解消、多目的トイレの設置など、利用者が快適に施設を利用できるよう改修します。

(質問)

一方で、みずほ園・おおぞら園の解体後の敷地を活用しての事業体系や事業者の検討や選考に関するスケジュールはどのようになっているのでしょうか。また、市としては、どのような施設、事業が展開されることを期待されているのでしょうか。

### <答弁>

解体後の敷地における事業体系や事業者の検討や選考のスケジュールについては、応募の対象は、社会福祉法人を考えており、平成25年度6月頃に企画提案型の公募を行う予定です。法人の選考は、事業者選考委員会により25年度の秋頃を目途と想定しています。障害福祉サービス(現行みずほ園・おおぞら園利用者も含めた通所事業や、宿泊が可能な居住系事業、地域移行を支援する相談支援事業など)や、介護保険事業(地域密着型特別養護老人ホームとショートステイ)を提供して頂く。地域交流スペースや災害時における避難支援などの多様な機能をもつ地域密着型の複合施設を構想しています。

### (意見・要望)

今後、障害福祉に関する大規模なハード整備はなかなか土地の面でも、財政面でも難しいと思いますし、さらに、今回の事業においては、長期契約の民設民営事業になるようですので、障害当事者、家族、障害福祉団体、関係事業者、他市の事例などなどあらゆる情報を入手し、様々な視点で研究、検討されるなど、当事者や関係者の方々が納得のいくサービスが提供できる施設になるよう、慎重に進めて頂くことを要望しておきます。

## 【豊中市立共同浴場轟温泉解体事業について】

### (質問)

豊中市立共同浴場轟温泉解体事業について伺います。今年度末で閉鎖される轟温泉ですが、来年度の解体工事のスケジュールと解体後の土地の活用についてお聞かせ下さい。

### <答弁>

平成25年度の解体スケジュールは、上半期で隣接地との境界確認や土壌汚染調査を行い、9月から解体工事に入り翌年の2月末には終了し、今後、課題整理を行い活用方法の検討をまいります。

### (意見・要望)

他の施設でも言えますが、市は、いつでも施設の閉館や解体の検討や計画と、その後の活用についての検討を切り離して行うため、土地の活用において少なからず無駄が生じています。当該施設についても解体スケジュールが定まっている以上、だいたいいつ頃にはその土地が更地になるか分かっている訳ですので、売却するにしても、借地にするにしても、新事業用地として活用するにしても、更地になった段階で即座に次の行動に移せるように、出来る限り早く活用方法を検討し、決定し、無駄なく土地が活用できるように庁内での連携を密に図って頂きたいと要望しておきます。

## 【敬老の集いの記念品について】

### (質問)

昨年の決算審査の際にも取り上げましたが、敬老の集いの記念品について伺います。敬老の集いの記念品については、毎年、社会福祉協議会が一括して購入され、各校区で

の開催されている敬老の集いで配られています。毎年のように、その必要性について疑問視する声や、商品そのものについてご不満の声を伺います。

敬老の集いの記念品については、社会福祉協議会の方々がわずかな予算で商品を考え、準備するなど苦慮されていると伺っていますので、商品の選び方が悪いとか、配慮が足りないというつもりはありません。ただ、そういった苦勞されている現状を市民はほとんど知らないと思いますので、一度、何らかの形で、記念品にかけられる予算額についてや購入に至るまでにご苦勞されている状況を周知するとともに、限られた予算額でこういった記念品が望ましいのか各校区社協を通じてアンケート調査をしてみてもいいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

<答弁>

敬老の集いは、豊中市社会福祉協議会が主催し、校区の実行委員会が主体的に企画立案しています。記念品の贈呈などの開催のあり方については、地域の代表者の集まりである校区福祉協議会会長などで議論されており、その議論を尊重しています。

(意見・要望)

敬老の集いには、各小学校の児童や地域の幼稚園や保育所の子どもたちが、おじいちゃんやおばあちゃんに感謝と長生きを願う気持ちを込めて、歌や楽器の演奏をしたり、踊りを披露するなどされています。地域のつながりや多世代交流を深めるために、敬老の集いの記念品も、そういった子どもたちに作ってもらい、子どもたちの手作りの品物をプレゼントすることを検討してはどうかと思います。子どもたちが作ったものであれば、ご不満もでないでしょうし、社会福祉協議会や校区社協の方々も商品選びや準備に苦慮されることもなくなります。また、記念品購入に充てられていたお金を、参加者のニーズに合わせた形で、別の用途に活用することも可能になるのではないかと思います。ぜひ、子どもたちに記念品を作ってもらえることが出来ないか関係部局や事業者とともに調査、検討して頂きたいと要望しておきます。

## 【予防接種事業について】

(質問)

市では、毎年、様々な予防接種を実施し、来年度の場合、約10億円もの一般財源を投入される予定となっています。確かに予防接種が、病気の予防に一定程度つながっているとは思いますが、どれだけの効果や因果関係があるのかはまいちよく分かりません。そこで、現在、市が実施しているそれぞれの予防接種について、接種を行う人と、行わない人でどれだけ感染率が異なっているのか、また、市が予防接種を実施しなければ、どれほどの感染拡大が想定されるのか教えて下さい。一方で、それぞれの予防接種の接種率を教えてください。

<答弁>

予防接種とは、感染症の原因となるウィルスや細菌、又は菌が作り出す毒素の力を弱めて予防接種液(ワクチン)をつくり、これを体に接種してその病気に対する抵抗力(免疫)をつくることです。ワクチンには「生ワクチン」と「不活性ワクチン」の2種類がある。「生ワクチン」は生きた細菌やウィルスの毒性を弱めたものであり、一般に1回の予防接種で長く持続する

免疫が出来ますが、「不活性ワクチン」は細菌やウィルスを殺し抵抗力を作るのに必要な成分を取り出して毒性をなくして作ったものであり、数回の接種が必要です。

しかし、長期に(大人になっても)抵抗力を保つためには、一定の間隔で接種が必要です。抵抗力がどれくらい持続するかは人により異なります。

風疹の予防接種を例に説明しますと、風疹ワクチンの予防接種はS. 52年の秋から中学生女子を対象に集団接種として実施されてきました。その後、H. 7年4月から生後12回の接種では、免疫が低下してくるためH. 18年度から麻疹とともに2回接種(第1期・2期)が導入されました。

現在、予防接種の対象となっていなかった20歳から40歳代の男性の風疹で最も多くなっています。H24年の風疹報告数は2353例(暫定値)過去5年で最も多くなっています。H25年報告数745例でH24年と比べ約20倍。～国から風疹対策の徹底について注意喚起されております。

風疹の症状は子どもでは比較的軽いですが、妊娠初期の女性がかかると「先天性風疹症候群」をもった赤ちゃんが生まれる可能性(25%~90%)があります。

ヒブ及び小児用肺炎球菌の予防接種効果については、厚生労働省感染症分科会予防接種部会において今年の5月に提言された「予防接種制度の見直しについて(第2次提言)」の資料に、ヒブについては、髄膜炎などの侵襲性感染を99%減少、小児用肺炎球菌は93.9%~97.4%減少の効果があると示されています。

予防接種は、個人の疾病対策よりむしろ集団発生の防止に意義があり、多くの人々が接種することで、重篤な疾病で免疫不全状態の子どもを疾患から守ることが出来ます。

(高齢者インフルエンザ:48.2%、二種混合(ジフテリア・破傷風):61.3%、三種混合(ジフテリア・破傷風・百日せき):102.9%、ポリオ(生):76.9%、BCG:97.0%、日本脳炎(I期):98.9%・(II期):34.1%、MR(麻疹・風疹)(I期):96.0%・(II期):97.9%・(III期):87.6%・(IV期):81.3%、子宮頸がん(中一):51.6%・(中二):53.0%・(中三):55.8%・(高一):61.1%(中一~高一平均55.4%)、ヒブ:100.4%(2月~12月齢未満平均)、小児用肺炎球菌:97.4%(2月~12月齢未満平均))

## 【狂犬病予防・動物愛護事業について】

(質問)

野良猫に避妊及び去勢手術をする市民に助成金を交付したり、狂犬病予防法に基づき、野犬の捕獲や適正な飼養に関する啓発をしたり、飼えなくなった犬・猫の引き取りなどを行っておられますが、そういった事業を展開することで、どの程度、野良猫や野良犬の抑制に繋がってきているのでしょうか。ここ数年の猫の避妊去勢手術助成金を交付した件数の推移、犬や猫の引き取り件数の推移、野良猫に関する相談件数の推移を教えてください。また、現在、市内に野良猫や野良犬がどれくらいいるのか把握されていれば教えてください。

<答弁>

猫の避妊去勢手術助成金について、毎年100件ほどの申請がありましたが、今年度は78件の申請でございました。平成13年度から取り組んでおり、これまでに1459頭を実施しております。

大阪府のデータとなりますが、犬猫の引き取り件数について減少傾向になりますが、犬に比べ猫の引き取りは多く、特に所有者不明の子猫が7割以上を占めています。

猫に関する相談件数については、12月末現在で478件あり、うち6割が野良猫に関する相談です。

市内の野良猫の生息数は把握していませんが、市民からの相談等により実態の把握に努めております。

野良犬の情報はありますが、昨年度大阪府豊中保健所にあった浮浪犬の収容件数は5件、H.24年12月末現在で2件でした。

(質問)

そもそも野良猫は、もともと人間のペットとして飼われていた猫がモラルのない人間に捨てられたことで発生したものではないかと思いますが、そういう意味では、猫の去勢や避妊に助成を出すだけでは、野良猫の撲滅はできないと思います。そこで、市ではペットを飼う人が安易に捨てたり、飼えなくなったからと市に持ってきたり、保健所に持ってくる方に対する指導や対応をどのように行っておられるのか教えて下さい。個人の都合で飼い始めたにもかかわらず、個人の都合で猫や犬を捨てる人や引き取ってほしいと持ってくる人に対して、罰則や引き取り手数料などを取ることは、法律上、絶対にできないことなのでしょうか、お答えください。

<答弁>

豊中市保健所では、飼い犬、飼い猫の引き取りについて事前相談を行い、終生飼育を図るための飼い方相談などに努めています。

豊中市保健所では、犬猫の引き取り手数料は1件2800円です。

動物の愛護及び管理に関する法律には、愛護動物を遺棄したものに罰則を規定しております。平成24年9月の改正により、罰則が50万円以下から100万円以下に引き上げられました。

(質問)

一方、個人に対して制限や罰則を設けることが出来ないのであれば、ペット販売業者等に対して、販売する際の購入者の身元確認や飼い主登録をすることを義務化することは出来ないでしょうか。また、事業者には、ただ販売するだけでなく、最後まで買い続けることを前提に販売してもらうなどの指導等は行っておられるのでしょうか、お答えください。

<答弁>

ペットショップやブリーダーなど、動物の販売を行う事業者は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業となり、その所管は大阪府農林水産部動物愛護畜産課となっております。

動物の愛護及び管理に関する法律の平成24年9月の改正により、動物取扱業の適正化を図るために、犬猫等販売業者に対し、規制強化が図られました。

## 【薬物乱用防止について】

(質問)



薬事事業について伺います。市では、薬物乱用防止の啓発を行っておられるとのことですが、実際に市内において、覚せい剤や麻薬、脱法ハーブなど、薬物が出回っているといった情報や、売買されているという情報、使用や生成されているのではないかとといった情報はあるのでしょうか。

**<答弁>**

薬物乱用に関する情報についてですが、覚せい剤や麻薬は、近畿厚生局麻薬取締部、大阪府警薬物対策課、脱法ハーブいわゆる違法ドラッグは販売店に関する情報があります。府の情報としては、昨年4月時点で3店舗、現在1店舗存在します。

(質問)

そういった情報が寄せられた場合は、どのような対応をされているのでしょうか。

**<答弁>**

覚せい剤や麻薬は司法権を持つ所管に情報提供しています。脱法ハーブいわゆる違法ドラッグは、大阪府に情報提供し、大阪府の立ち入り時に同行するとともに、違反の疑いがある製品のチェック等の協力や店舗近隣での啓発活動の実施を行っています。